

竹島問題と日本統治期の朝鮮水産開発



藤井 賢二
(日本安全保障戦略研究所研究員)

はじめに

- 1 奥村家の竹島出漁とその評価
- 2 鬱陵島の水産開発
- 3 奥村家の缶詰製造業経営
- 4 朝鮮水産缶詰製造業の発展
- 5 奥村家のアワビ缶詰事業

おわりに

はじめに

本稿は、戦前朝鮮人を使用人として鬱陵島から竹島に出漁して採貝を行った奥村家についての調査の中間報告である¹。奥村平太郎 (? ~ 1938年) は島根半島の加賀村 (現松江市島根町) 出身で 1900 年代に鬱陵島に移住し、アワビとサバの缶詰製造で成功した。1930 年代には朝鮮江原道注文津に丸平トマトサージンを設立してマイワシの加工業にも参入した。1920 年代半ばに豊漁が始まったマイワシは、日本に次ぐ世界第 2 位の「水産大国」と朝鮮総督府の水産行政担当者が自負するまでに、朝鮮水産業を発展させた魚種である。奥村平太郎の後継者である奥村亮 (1910 ~ 1989 年) も、戦時色が強まる中で経営の維持に努力した。

1 奥村家の竹島出漁とその評価

1945 年の日本の朝鮮統治終了後、全財産を残して奥村家は朝鮮から

1 杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』(私家本 2010 年 9 月)には奥村家の鬱陵島との関わりや缶詰工場経営が説明されている (132-141 頁)。本稿も杉原隆氏のご教示に依るところが大きい。資料整理等で島根県竹島資料室にご協力いただいたことも合わせて感謝申し上げます。

引き揚げ、苦難の末に鳥取県の米子に落ち着いた。1953 年 7 月 11 日付の奥村亮の口述書²によれば、奥村平太郎は竹島の経営を企図し、1921 年頃から朝鮮人を使ってアワビやサザエの密漁を行い、1925 年には隠岐在住の竹島での漁撈を許可されていた八幡長四郎から「磯の権利」を買って竹島に出漁したという。口述書に残るその経緯は次の通りである。

1925 ~ 27 年：三ヶ年 1,600 円の契約で出漁。

1928 ~ 29 年：無契約で出漁。

1930 ~ 32 年：三ヶ年 1,600 円の契約で出漁。

1933 ~ 38 年：無契約で出漁。1938 年に奥村平太郎死去、奥村亮が後継して出漁。

1939 ~ 42 年：一年ごとに契約を更新して出漁。契約金は一ヶ年 1,500 円。

1943 ~ 45 年：無契約で出漁。この間、竹島での漁撈を許可されていた隠岐在住の橋岡忠重の代人と称する人物に契約金 1,000 円を支払う。

1921 年 4 月 1 日付の島根県令第 21 号「漁業取締規則の改正」で「許可ヲ受ケタル^{アシカ}海驢漁業及該漁業者カ石花菜海苔和布柴螺^{テングサノリワカメサザエアワビガイ}鮑 貽貝等ヲ採取スル」ことが許され、竹島での根付漁業の許可はアシカ猟の許可を得ていた複数の隠岐在住の日本人に与えられていた。奥村家が私的に契約した竹島での漁業権による出漁の実態は次の通りであった。

・奥村平太郎の時

5^ト発動機船で 7 人乗りの潜水器船 2 艘曳航、総勢 19 名 (日本人は潜水夫 2 名と船長) で、4 月下旬から 7 月下旬まで出漁。一日の漁獲量はアワビ 600 貫。

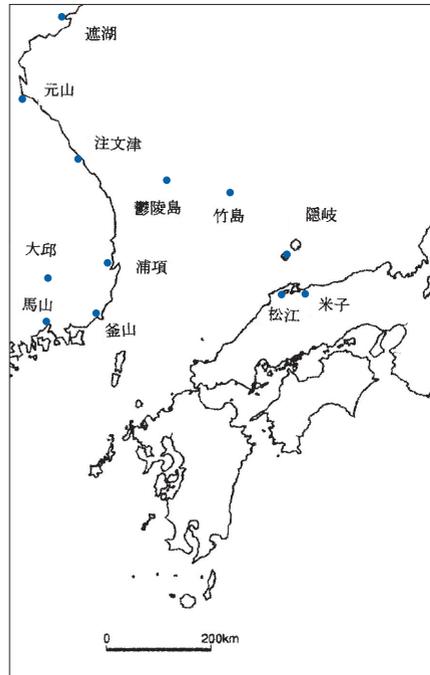
・奥村亮の時

2 アジア局第二課編『昭和二十八年八月 竹島漁業の変遷』35-38 頁。島根県東京事務所の速水保孝による竹島に関する調査の報告書である。調査結果のまとめは地方自治制度研究会編『地方自治』74・75・78 (帝国地方行政学会 1954 年 2 月・3 月・6 月) に速水保孝「竹島」として 3 回に分けて掲載された。

2隻の母船(90・20ト)と運搬船派遣、潜水器船2艘と小舟5隻、総勢約40名(監督官2~3名のみ日本人)。1年の純利益は4航海で10,000円程度。

奥村亮の時に竹島出漁の規模は拡大したことがわかる。奥村亮が1944年6月に鬱陵島から馬山に移った後も、2人の朝鮮人(奥村家の使用人頭と漁船の監督者)が竹島に出漁したらしいと口述書にはある。

金秀姫は奥村亮の口述書に依拠して、「1925年から解放される時まで鬱陵島人たちは独島を



持続的に独占して利用した」と主張した。そして、日本は竹島の「実効的支配を主張しよう」としているが、忌部正英「昭和初期における竹島漁業の実態—関係者への聞き取り調査を通じて—」(第3期竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書」(島根県総務部総務課2015年8月)以下「忌部報告」と略記)では、隠岐の漁業者のアシカ猟は1935年から5~6年間の短期間に行われたに過ぎず、小規模で経済的にも成り立たなかったと結論付けた³。

しかし、隠岐の漁業者の竹島でのアシカ猟をそのような短期間に限定することはできない。また、忌部報告には隠岐の漁業者が竹島のアワビやサザエを採取していた証言が複数ある。例えば、奥村亮と深く関係する竹中缶詰製造所は隠岐でも缶詰工場を経営し、竹島のアワビやサザエを加工していた(73・87頁)。その実態を解明しない限り、「独島を持続

3 「1930年代の隠岐漁民の独島アシカ漁猟とその実態」(『独島研究』20(嶺南大学独島研究所2016年6月))85頁。なお、金秀姫が「奥村亮は、1933~1937年の間は、漁業権を購入できずに漁できなかった」としている(86頁)のは、奥村亮の口述書の誤読による誤りである。

的で独占的に利用した人は鬱陵島人だった」とは断定できない。

金秀姫は、韓国が竹島を自国領とする「根拠」としてきた、竹島が鬱陵島の「属島」という主張を印象付けたいのであろう。奥村家の竹島出漁は、そのような誤解を生む恐れがないとは言えないのでここで確認しておきたいことがある。それは、漁労自体は民間人の行為であって国家の主権行為ではないので、それから領有権が生じることはないことである。日本が竹島での漁猟について法令(島根県令)を制定・施行してアシカ猟や採介藻漁業を規制・許可していた行為こそが主権行為であり、それが重要である。

奥村家の漁労もあくまでもその枠組みの中で行われたのであって、朝鮮総督府が独自に竹島での漁労の許可を朝鮮人に与えたわけではない。竹島は「島根県の管轄下に在り、魚介海草の漁獲採取はすべて島根県の許可を得るに非ざれば不可能であり、鬱陵島よりアワビ、テングサ、ワカメ等の採取に行く者すべて島根県の許可所有者に入漁料を支払って行ったものである。」という元鬱陵島在住日本人の証言⁴は、日本統治時代に鬱陵島で生活した日本人が竹島の漁業権について正確に理解していたことを示している。

ましてや、竹島は日本の朝鮮統治開始(1910年)以前の1905年から島根県の管轄で、統治開始後も不変な(朝鮮総督府の所管となったことはない)ので、日本統治期の国内的行政区分によっても韓国の領土になることはないし、行政区分が不明でどちらの地方的行政単位が管轄権を行使したかによって領有権を判定する事例でもない。

ところで、奥村亮への聞き取りが行われた1953年は韓国による竹島不法占拠が進行した時期であった。1953年5月28日に竹島に上陸した島根県水産試験場試験船「島根丸」は竹島で不法漁労する韓国人を目撃したため、6月27日に島根県と海上保安庁が共同の竹島調査を行った。島には鬱陵島からワカメ採取に来た6人の韓国人がいた。聞き取りの翌日である7月12日には竹島に竹島で巡視船「へくら」への韓国人の銃撃事件がおき、さらにその翌日には竹島領有の根拠を記した日本政府の第一回目の口上書が韓国政府に送られていた。

4 『鬱陵島友会報』第3号(鬱陵島友会1965年11月)29頁。

韓国の竹島不法占拠の過程を明らかにするためには、占拠の先導的役割を果たした朝鮮(韓国)人の竹島での戦後の漁労の実態を知ることが必要である。その漁労の背景を探るため、日本統治期の鬱陵島そして朝鮮半島の水産開発を本稿で検討してみたい。

2 鬱陵島の水産開発

まず、鬱陵島の水産開発について概観したい。朝鮮政府は1882年にそれまでの空島政策を転換して鬱陵島への朝鮮人移住を許すことになったが、一方で島根県を主とする日本人入島者も跡を絶たなかった。

日本人は「周辺魚介に乏しからず」と鬱陵島の漁業資源の豊かさを認識しながらも、漁港としての適地の乏しさから「本邦漁船の如きは未だ此地に網を投ぜしものあるを聞かず」という状態であった(「釜山近海に於ける水産」(日韓通商協会編刊『日韓通商協会報告』4 1895年12月)63頁)。漁業は小規模で、「漁獲するものは烏賊イカ及鮑タイ鯛ヒラメ、平目の類にして漸く在住者の需要に供するに過ぎざる」(「鬱陵島の近状(実検者の談)」(1899年10月4日付『東京朝日新聞』))とされ、「水産に至ては海底余りに深きを以て発達の望少なし」(「鬱陵島事情」(仁井格編『韓国交通会誌』5 1903年12月)41頁)と評価された。しかし、20世紀に入って鬱陵島の漁業はイカ釣漁の盛行によって変貌していく。

島根県内務部編刊『韓国漁場調査紀要』(1909年5月)⁵の附録の「鬱陵島状況」にある「輸出比較表」中の海産物は次の通りである(29～31頁)。

表1 鬱陵島の海産物輸出額

	鰯	乾鮑	海苔	和布	石花菜	鮑缶詰	輸出額
1907年	34,808円	1,800円	1,273円	3,566円	934円	記載なし	81,922円
1908年	26,415円	3,422円	2,124円	1,322円	992円	407円	73,474円

この表によれば、鰯は、1907年では輸出額の42%(1位)、1908年では36%(大豆に次いで2位)を占め、重要な産品であった。鬱陵島のイカ釣漁は1902～03年頃から行われ、日本人居住者の増加とともに盛んに

5 『韓国漁場調査紀要』は1909年の大韓帝国漁業法施行に対応して、島根県内務部が同年3～4月に実施した朝鮮漁業の調査報告書である。鬱陵島は「本県所属竹島相距離約五十哩隠岐島ノ西北百四十哩ニアル孤島」と説明されている。

なった⁶。鬱陵島産のスルメは「全く島根県堺港(鳥取県境港の誤り—藤井補註—)のみへ輸出され同地より更に神戸に至り支那市場其の他に仕向け」られた⁷。

一方、朝鮮人については「韓人は農業を専ら勉め魚は邦人より大豆と交換して食料に供す、(略—藤井—)但しワカメのみは従来より韓人之を採集し」という記事が残っている(「鬱陵島見聞記(三)」1906年4月16日付『松陽新報』)。すなわち、「水産業は本邦人独占し韓人は専ら農業に従事す。彼我分業成立し」(前記「鬱陵島事情」41頁)という状態であった。

朝鮮人がイカ釣漁を始めたのは1906から1907年のこととされる⁸。「慶尚北道鬱島水産状況(慶尚北道報告)」(朝鮮総督府編刊『朝鮮彙報』大正4年3月1日号)には鬱陵島の朝鮮人漁業について、「最も奇異の観あるは、全島に朝鮮船の隻影を認めざるの一事とす。之れ漁船改良の結果に依るに非ずして、同島移住民の多くは農民にして、当時渡島の目的は専ら農事の経営に在り。されば最初より船を所有せざる島民大部分を占め、爾来内地人に模倣して魚貝の捕採に従事したるものなれば、必要に応じ内地人より漁船を購入し又は新造するものも内地型に則りに依る。現今柔魚釣に使用し其の他漁業に充当する漁船七十八隻あり、悉皆内地型なり。」と、朝鮮人が日本人を模倣してイカ釣漁に従事していることが報告されている(85頁)。日本人の中には、6～10月の漁期が終わると「内地より有利なるを以て漁船を朝鮮人に売却する」漁業者もおり⁹、朝鮮人へのイカ釣漁の技術移転が行われたのであった。

1915年1月1日付『釜山日報』に掲載された朝鮮総督府の調査報告の概要には、「柔魚すゐめいは晩春及び初夏の候に於て対馬海流の旺盛なるに従い慶尚南道沖合にて漸次北進して、江原道、咸鏡道沖合に及び七、八、九月頃には最も濃密なる群集を為して広く東海岸に分布するもの如し。彼の鬱陵島にて年額十四五萬圓の漁獲ありたるはこれが為に外ならざるべし」とあった(「朝鮮東海岸に於る柔魚釣漁労試験梗概」)。

6 慶尚北道技手富樫恒「鬱陵島漁業概況」(『朝鮮海産組合報』47(1914年10月))11頁。農商工部水産局編刊『韓國水産誌 第二輯』(1910年5月)714頁。

7 前掲註(6)「鬱陵島漁業概況」13頁。

8 森須和男「近代における鬱陵島の鰯(スルメ)産業と隠岐島」(島根県立大学北東アジア地域研究センター編刊『北東アジア研究』25 2014年3月)100頁。

9 前掲註(6)「鬱陵島漁業概況」12頁。